

令和6年第8回佐伯市教育委員会会議録

- 1 日 時 令和6年6月24日(月)
開会 15時50分 閉会 16時20分
- 2 場 所 佐伯教育市民ホール「まな美」 第1市民活動室
- 3 出席者の氏名
教育長 宗岡 功
委 員 平井 國政 委 員 山口 清一郎
委 員 藤崎 郁 委 員 廣田 有加
- 4 事務局
教育部長 久々宮 克也
教育総務課長(以下「教総課長」という。) 安部 洋子
学校教育課学事係総括主幹(以下「学事総括」という。) 染矢 京子
社会教育課長 丸山 純一
体育保健課長 藤原 直也
本日の書記 総括主幹 神田 弘子 副主幹 多田 健二
- 5 付議した議案 3件
- 6 報告事項等 2件
- 7 その他 0件
- 8 傍聴人 0人

開会・点呼

教育長 第8回教育委員会会議を開会するに当たり委員の出席確認をいたします。
本日は、全委員が出席です。

教育長 それでは、ただいまから令和6年第8回教育委員会会議を開きます。

前回会議録の承認

教育長 前回の教育委員会会議の会議録の署名委員は、山口委員にお願いいたします。
また、今回の会議録の作成は、事務局職員の中から多田が行います。

教育長の報告

なし

会期の決定

教育長 本日の会議は、お手元の次第のとおりです。会議の終了は、16時30分を予定し

ています。

教育長　　はじめに、会議は原則として公開することとなっていますが、会議を公開しないことについてお諮りいたします。

教育長　　議案第 29 号は個人情報を含む案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書の規定により、これを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りします。議案第 29 号は、公開しないということによろしいでしょうか。

各委員　　(全委員から「はい」との同意あり。)

教育長　　それでは、議案第 29 号は、非公開といたします。

教育長　　本日の議事等進行は、初めに公開による議事、議案第 27 号、議案第 28 号及びその他報告事項等を行いまして、次に非公開による議事、議案第 29 号を行います。

議　　事

【議 案】

議案第 27 号 佐伯市立学校児童・生徒等の通学費の補助に関する条例施行規則の一部改正について

議案第 28 号 佐伯市立幼稚園の一部廃止について

議案第 29 号 校区外就学について

議案第 27 号 佐伯市立学校児童・生徒等の通学費の補助に関する条例施行規則の一部改正について

教育長　　議案第 27 号佐伯市立学校児童・生徒等の通学費の補助に関する条例施行規則の一部改正について、安部教育総務課長が説明いたします。

教総課長　　佐伯市立学校児童・生徒等の通学費の補助に関する条例施行規則の一部改正について御説明いたします。この議案は、佐伯市立の幼稚園、小学校及び中学校に就園し、又は通学する園児及び児童生徒の通学費補助金の申請等を行うに当たり、保護者が学校長に委任する権限のうち、通学費補助金の受領に係るものを除くため、委任状の様式等を改めるほか、申請手続等における通学費補助金交付申請書等の押印欄を削除する改正をしようとするものであります。

新旧対照表を添付していますが、委任状の様式にありますように、通学費補助金の交付の申請を行う際に、保護者は申請、請求及び受領の権限を学校長に委任していましたが、通学費補助金の支給については、保護者の指定する口座に直接払い込

むため、通学費補助金の受領を学校長が行う必要性がないことから、委任状において、申請、請求及び受領に係る一切の権限とあるものを申請及び請求に係る一切の権限と改正し、本則中の第4条第1号の受領等に係る委任状を申請等に係る委任状に改正しようとするものです。

あわせて、申請書等の様式において、佐伯市教育委員会規則に規定する申請書等の押印の特例に関する規則により、行政手続の簡素化及び市民の利便性の向上を図るため、申請書等のうち教育長が別に定めるものについては、当該申請書等について規定する佐伯市教育委員会規則の規定にかかわらず押印を要しないものとしており、令和4年4月1日から既に様式第1号、第2号、第3号、第5号及び第6号において、押印を要しないものとしていますので、規定の整理をしようとするものです。

以上で議案第27号の説明を終わります。

教育長 ただいま説明のありました議案について、審議を行います。御質問、御意見のある方は、お願いいたします。

教育長 よろしいでしょうか。

教育長 それでは、議案第27号の承認についてお諮りいたします。議案第27号について、提案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 （全委員から「はい」との同意あり。）

教育長 議案第27号については、提案どおり承認します。

議案第28号 佐伯市立幼稚園の一部廃止について

教育長 続いて議案第28号佐伯市立幼稚園の一部廃止について、染矢総括主幹が説明いたします。

学事総括 議案第28号につきましては、佐伯市立幼稚園の一部廃止について、佐伯市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第3号の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものです。

理由につきましては、佐伯市立幼稚園及び保育所のあり方についての実施計画書に基づき、佐伯幼稚園、下堅田幼稚園及び上堅田幼稚園が閉園の基準に該当することとなったためです。現在、佐伯市が設置している公立幼稚園については少子化や共働き世帯の預かり保育利用家庭の増加、さらには、児童クラブの幼稚園児の受け入れ終了などにより利用者が減少したことから、令和3年3月に佐伯市立幼稚園及び保育所のあり方についての実施計画書を策定し、閉園の基準を示しました。閉園の基準については、毎年5月1日を基準日とし、基準日の園児数が4人以下になっ

た場合を基準1、9人以下になった場合を基準2として対応を進めてきました。今年度の状況につきましては、上堅田幼稚園が基準1に該当し、佐伯幼稚園、下堅田幼稚園が基準2に該当したため、令和7年3月末で閉園することとし、来年度入園の園児の募集を行わないこととしました。これについては、5月の基準日以降、関係する就学前のお子様をお持ちの保護者の方への通知、関係地域の区長への説明、議員への状況報告、さらには、市報によるお知らせ等を行い、周知を図っております。今後は、佐伯市立幼稚園の設置に関する条例や佐伯市学校給食センター条例の改正を9月議会で行う予定としており、必要な条件整備に取り組んで参ります。なお、公立幼稚園の閉園により就学前教育や保育の機会を幼児やその保護者が失うことのないよう、子ども福祉課とも連携、連絡をとりながら、きめ細かく対応していきたいと考えています。

以上で議案第28号佐伯市立幼稚園の一部廃止についての説明を終わります。

教育長 説明のありました議案について審議を行います。御質問、御意見のある方はよろしくお願ひいたします。

教育長 よろしいでしょうか。

教育長 それでは、議案第28号の承認についてお諮りいたします。議案第28号について、提案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 議案第28号については、提案どおり承認します。

報告事項等

- ・佐伯城跡石垣清掃ボランティア及び歴史資料館来館者10万人達成記念セレモニーについて
- ・次回教育委員会までの主要行事(スケジュール)について

教育長 それでは、先に非公開と決定しました議事、議案第29号を行います。関係者のみ
在席とし、その他の課長、傍聴人は退席をお願いします。

議 事

議案第29号 校区外就学について

教育長 それでは、議案第29号校区外就学について、染矢総括主幹が説明をいたします。

=非公開=

=資料を説明=

=原案のとおり承認=

教育長 それでは、令和6年第8回教育委員会会議を閉会いたします。

終了 16時 20分